

別紙

. 事業評価総括表（令和元年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	高津屋農道落石対策工事	出雲市	11,608,300	6,059,000	

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

事業評価個表（令和元年度）

番号	措置名	交付金事業の名称				
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	高津屋農道落石対策工事				
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		出雲市				
交付金事業実施場所		出雲市佐田町高津屋地内				
交付金事業の概要		<p>高津屋農道は、国道184号と県道三刀屋・佐田線とを結ぶ農道で、延長3,403m、平成15年度に完成しました。出雲市佐田町高津屋集落と佐田町吉野集落を結ぶ地域の幹線道路であり、重要な生活路線です。</p> <p>しかし、本農道は、吉野川沿いに整備され、全線にわたり急峻な山側を切削し河川側を盛土しており、切土法面は急勾配で岩盤の露頭が連続しています。モルタル吹付箇所の上側では、植生が繁茂し表土が堆積していますが、岩肌の露呈箇所では、風化浸食・はく離により、不安定な小岩片や浮石上の岩塊が見られます。また、道路際の急傾斜部には、過去の落石である転石、小崩壊した多数の岩片、部分的な崩壊跡と考えられる岩塊の剥落跡等が見られます。</p> <p>今回の事業計画箇所においても、近年、浮石や剥落による落石が頻発しており、邑南町の落石事故を受けて、平成28年度に農道施設（斜面）点検業務により農道法面を点検し、要対策箇所が5箇所あることが判りました。この5箇所のうち早期対策が必要な1箇所(5-1)について、今回、事業を計画しました。</p> <p>事業計画内容は、落石対策工法 ポケット式落石防護柵（L=36m+L=48m、A=1,070m²）とし、今年度は2工区（L=48.0m、A=710m²）を実施します。</p>				
交付金事業に関する市町村の主要政策・施策とその目標		<p>出雲市総合整備計画「出雲未来図」（平成24年度～平成33年度） 後期基本計画（平成29年度～平成33年度） 第3章 産業・観光都市の創造 2 農林水産業の振興と発展 (4) 農業振興事業 農道整備事業 農業の振興、農村地域の環境改善等を図るため、集落を結ぶ幹線道路として県営事業等を活用し農道整備を行います。</p>				
事業開始年度		令和元年度	事業終了（予定）年度		令和元年度	
事業期間の設定理由		高津屋農道における落石要対策箇所5-1の対策完了期間				
交付金事業の成果目標及び成果実績		成果目標	成果指標	単位	評価年度	令和元年度
		高津屋農道の落石対策が必要な5-1箇所における対策済延長の割合（％） 100%	（5-1箇所落石対策済延長(m)） / （落石対策が必要な5-1箇所の全延長(m)） × 100	成果実績	％	100
				目標値	％	100
				達成度	％	100
		評価年度の設定理由				
		高津屋農道における落石要対策箇所5-1の対策完了期間				
交付金事業の定性的な成果及び評価等						
評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無						

交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	年度	
	高津屋農道落石対策工事進捗量		活動実績	m	36	48	
			活動見込	m	36	48	
			達成度	%	100	100	
交付金事業の総事業費等	平成30年度	令和元年度	備考				
総事業費	8,044,920	11,608,300	22,850,020				
交付金充当額	6,050,000	6,059,000					
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	6,050,000	6,059,000					
交付金事業の契約の概要							
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額			
	落石対策工事	随意契約（入札不調による）	(株)井口組（出雲市）	11,608,300			
	計			11,608,300			
交付金事業の担当課室	出雲市農林水産部農林基盤課						
交付金事業の評価課室	出雲市農林水産部農林基盤課						

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
 - (4) 交付金事業に係る市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
 - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
 - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に係る市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。
当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
 - (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
 - (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
 - (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
 - (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合には、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
 - (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
 - (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
 - (13) 交付金事業の担当課室の欄は、事業を実施した課室、交付金事業の評価課室の欄は、事業評価を実施した課室の名称を記載すること。
事業実施課室と評価実施課室が同一でも差し支えない。